

恒吉小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者及び加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組むことから始めて行く必要がある。

未然防止の基本となるのは、児童が周辺の友人や教職員と信頼関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。児童に集団生活の一員としての自覚や自身が生まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していくものと期待される。

※ 文部科学省 いじめ防止基本方針の策定について（通知）

参考2 学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイントより抜粋

2 いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 「いじめ防止対策推進法」 第2条（定義）より抜粋

3 具体的ないじめの態様

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

- ・ 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮のうえで、警察と連携した対応をとることが必要である。

しかし、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

※ 文部科学省 いじめ防止基本方針の策定について（通知）

参考2 学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイントより抜粋

4 「恒吉小いじめ0宣言」と4つの共通認識

- ☆ いじめを許さない学校づくりを目指します。
- ☆ 学校は、家庭・地域と連携して子どもの命を守ります。
 - ・ いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる。
 - ・ いじめは、重大な人権侵害であり、絶対に許されない。
 - ・ いじめられている子どもを必ず守り通す。
 - ・ 暴力をふるう、金品を盗む、たかる、誹謗中傷等は、犯罪行為である。

5 未然防止のための具体策

(1) 子ども理解のために

ア いじめ・不登校対策委員会

必要に応じて、ケース会議等を開いたり、実態把握と共通理解に努めたりする。重大事案の場合は、警察等関係機関との連携を図る。

イ 全職員による共通理解

いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点などについて，全職員の共通理解を得る。

- 児童の実態把握と確認 ・職員会議 ・職員連絡会 ・週反省（毎週金曜日）
- 校内研修（「なくそう差別築こう明るい社会」「仲間づくり」の活用）

(2) 自己有用感や自己肯定感を育むために

ア 居場所づくりと絆づくり

まずは，全教職員が一人一人の児童を受け止めることから始める。

〈居場所づくり〉

互いに傷つけ合ったり，相手を馬鹿にしたりするような言動による些細なトラブルを減らしていくことから，一人一人が安心・安全に過ごせる学校・学級づくりに取り組む。

- ・ あいさつ：時と場合に応じたあいさつ ・ ふわふわ言葉とチクチク言葉
- ・ さわやかな話し方

〈絆づくり〉

相手や周りを気づかおうとする態度，他者や集団との関わりを大切にしようとする態度を育むことから始める。

- ・ 学校行事，児童会活動への取組 ・ 当番活動，係活動，清掃活動，委員会活動

イ 学校教育活動（自尊感情，共感的・私事的な人間関係，集団としての問題解決力）

授業の工夫と仲間づくり（学級づくり）の充実

- ・ 子どもに届く声掛け・見届け
- ・ みんなで教え合い
- ・ 高め合う関係づくり

(3) いじめに向かわない態度，能力の育成のために

○ いじめに向かわない態度，能力の育成

道徳授業の充実はもちろん，学級活動や各教科の授業や活動を通して，他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い，自分の存在と他人の存在を等しく認め，互いを認め，尊重する態度を養う。

- ・ 道徳の授業を要に，「思いやり」「生命尊重」「人権」を大切にする指導の充実に努める。
- ・ 学級活動の時間等を活用し，発達段階に応じていじめの未然防止や解決の手立てについて考え，学習する機会を設ける。
- ・ 構成的グループエンカウンター，ソーシャルスキルトレーニング等を積極的に活用し，共感的・支持的な人間関係及び自己表現できる力やコミュニケーション能力を育む。

6 早期発見の手だて

(1) 教師による観察

休み時間や昼休みの雑談等の機会を通して，子どもたちと会話する機会を増やし，信頼関係のパイプを太くする。

(2) 毎月のいじめアンケートの実施

毎月一回アンケートを実施し，子どもたちの実態把握の一助とする。また必要に応じて随時実施することでより深い把握に活かす。

(3) 地域、関係機関、保護者との連携（家庭訪問、個別面談、教育相談、学校評価等）

いじめ発見のきっかけは、「保護者からの訴え」が多い。いじめられている子どもは、家庭でも様々なサインを出していることが考えられる。保護者と話し合う機会を設け、保護者の理解と協力を図ると共に、積極的な情報収集に努める。

7 いじめ発見時の対応

【基本的な考え方】

発見・通報を受けた場合には、特定の職員が抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的な配慮の下、毅然とした態度で加害者児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

※ 文部科学省 学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイントより抜粋

8 いじめ発見時の緊急対応

〈いじめの発見・通報を受けたときの対応〉

- いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- 発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ対策委員会や職員連絡会で、情報共有を図る。
- 速やかに関係児童から情報を聞き取り、いじめの有無の確認と、早期対応に取り組む。

〈いじめられた児童とその保護者への支援〉

- 「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝え、自尊感情を高めるように留意する。
- 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に確認した事実を伝える。
- いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を除去する。
- いじめられた児童にとって信頼できる人物（友人や教職員）と連携し、寄り添い支える体勢を整える。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分注意を払い、適宜必要な支援を行う。

〈いじめた児童への指導と保護者への助言〉

- 速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、連携した対応への協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- いじめは人間として絶対に許されない行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、いじめた児童の安心、安全、健全な人格の発達に配慮する。

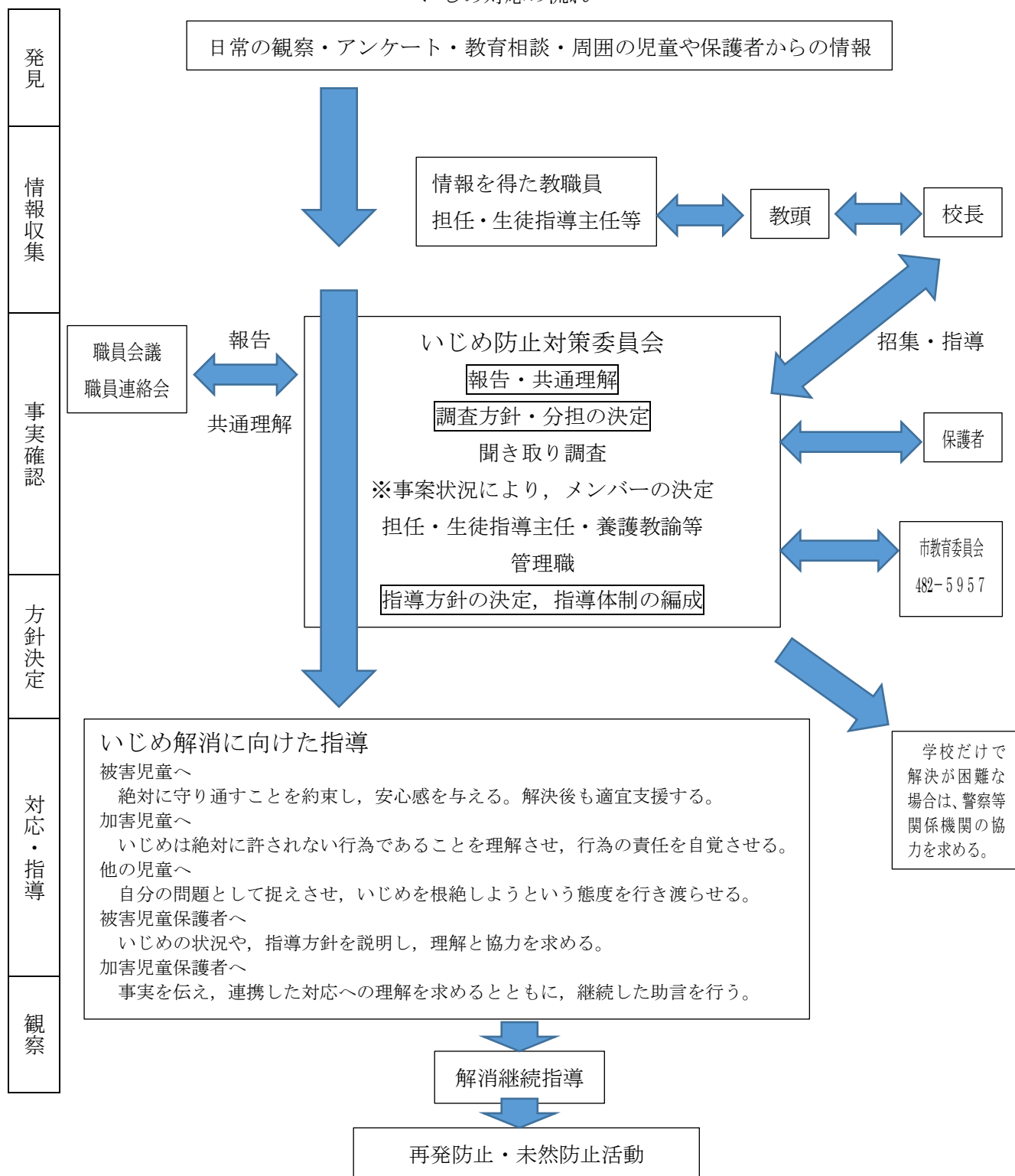
〈いじめが起きた集団への働きかけ〉

- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- 話し合いを行うことで、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- いじめの解決は、被害児童、加害児童を含めた全てが、望ましい集団活動を取り戻すことであると押さえる。

9 いじめが起こった場合の組織的対応

いじめを認知した場合、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応する。学級担任が一人で抱え込み、配慮に欠ける対応をしたため、児童をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうこともある。このような状況を避けるためにも、いじめ防止対策委員会による緊急会議を開き、今後の方針を立て、組織的に取り組む。

いじめ対応の流れ



※ 状況に応じて、柔軟かつ適切に対応する。

※ いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。

ただし、いじめが重大な場合や、情報が不確かな場合等では、把握した状況を下に十分検討協議し、慎重に対応する。

※ 生命・心身または財産に重大な被害があり、または、相当期間にわたり被害児童が欠席を余儀なくされるなどの重大事案が発生した場合、速やかに市教育委員会に事案発生を報告するとともに、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。そして、市教育委員会との調査委員会の中で、事実関係の確認、被害児童及び加害児童の今後について検討する。